

## 廿日市市シティプロモーションロゴ使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市シティプロモーションロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 ロゴのデザインは、別図のとおりとする。

### (使用基準)

第3条 ロゴは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体、企業等が実施するイベントのPR素材や各種印刷物等に対して使用できるものとする。

- (1) 廿日市市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利を主たる目的とした利用と認められるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (6) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年3月廿日市市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

### (使用申込)

第4条 ロゴを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、廿日市市シティプロモーションロゴ使用申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、

この限りでない。

- (1) 市が使用するとき。
  - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が申込を要しないと認めるとき。
- (使用開始)

第5条 市長は、前条の規定による申込を受けた場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、ロゴの使用を認めるものとする。

- (1) 廿日市市のPR等に相応しい内容と認められる場合
- (2) その他、市長が適当であると認める場合

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定し、廿日市市シティプロモーションロゴ使用承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申込者へ通知する。

3 申込者は、この要領を遵守の上、ロゴを使用する。

(使用料)

第6条 ロゴの使用料は、無料とする。

(成果品の提出)

第7条 ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴを使用して作成した成果品（以下「成果品」という。）の完成後、速やかに、廿日市市シティプロモーションロゴ使用報告書（別記様式第3号）に必要な資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申し込んだ内容及び目的のみに使用すること。
- (2) 使用の権利を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) ロゴのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、

又は登録しないこと。

(使用の中止)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の中止を命じることができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、第1項の規定により使用の中止を命じたときは、その使用者に対して、当該完成品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 市長は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者がロゴの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

ちょうどいい、みつけた。

甘 日 市 市

はつかいちし

甘  
日  
市  
市

はつかいちし

ちょうどいい、みつけた。

ちょうどいい、みつけた。

甘 日 市 市

はつかいちし

甘  
日  
市  
市

はつかいちし

ちょうどいい、みつけた。